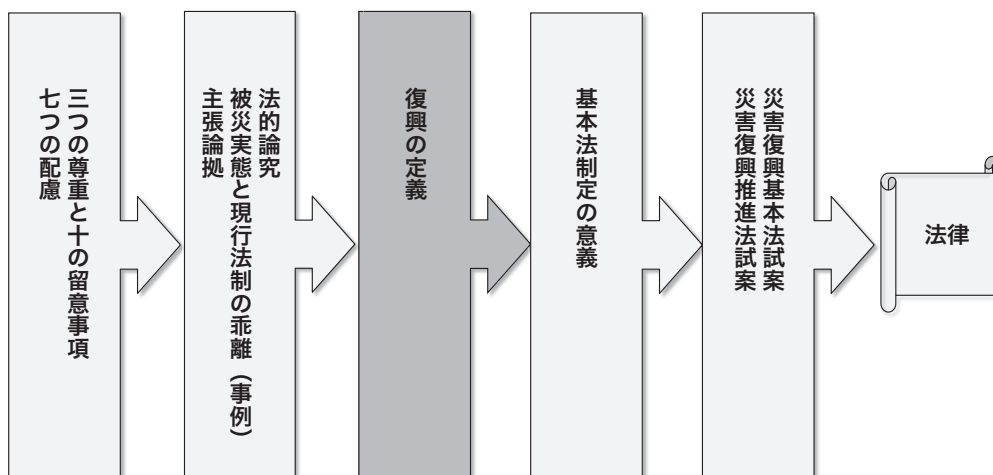


第 III 章 復興の定義



復興とは「市民主権の獲得」と仮定義しよう

被災者に復興の定義を尋ねたら、大方の人は、75年に荒井由美（ユーミン）が唄ってヒットした楽曲のタイトル名をつぶやくことだろう。

『あの日にかえりたい』と。

ところが、行政とアカデミズムの世界で長く当然視されてきた復興の目標は、防災都市づくりであり、安全なまちづくりであった。被災者の想いと復興を実際にデザインする人たちとの間に横たわる意識のズレ。大きく顕在化したのが、阪神・淡路大震災といえるだろう。

このズレの原因を「国の設計図には原形復旧しかない」点に求める向きも少なくない。公共土木施設や農林水産業施設の原形復旧に対しては、ほぼ自動的に高い負担割合で国庫補助がつく。しかし、復旧ではなく、被災を契機に地域の抱える脆弱性を克服し、新たな都市づくりをめざそうなどと考えでもしたら大変な間違いだ。特別な国庫補助はなく、自治体は通常の予算ベースで困難な仕事に立ち向かうしかない。つまり理想的な都市づくりをめざす文脈においては、当然のことながら、「原形復旧性悪説」となる。

しかし、見落としてならないのは、普通の市民にとって、被災からの再起には「原形復旧の世界」すら存在しないのだ。

たとえば、被災者生活再建支援法の実現運動に対して、政府は当初、私有財産自己責任論を掲げ、住宅再建への国費による支援を拒んだ。しかし、運動の炎を鎮めることが容易でないと知ると、私有財産への支出は「国民互助の精神に基づく社会政策」と変わった。

一方、鳥取や能登、新潟で発生した中山間地災害。自ら「よそ者、若者、バカ者」と称する人たちが地域の再建に関わり、過疎のムラも一時的に活気を取り戻したかにみえる。だが、これらの取り組みが、都市は肥大化を続け、地方は縮む一方という日本列島のひずみを根底から治療することにはならない。

国土交通省の2007年調査によると、今後10年以内に消滅する恐れがある集落は423にのぼり、いずれ定住者がいなくなる懸念を持たれる集落は2220、山奥や海沿いなどの集落は実に2割以上が消えていくとみられているのだ。

民主主義を謳った日本国憲法も還暦を迎えた。だが、この間、私たちは憲法が期待する近代市民社会に一步でも近づけたのだろうか。

阪神・淡路大震災で、この国のセーフティネットが予想以上に脆弱であることを知った。逆にこの国には、災害ボランティアをはじめとする大きな市民力が潜在していることも知った。

また、いくつかの災害を通じてコミュニティの大切さも学んだ。しかし、それは戦前の相互監視型隣組ではなく、行政と対等に渡り合える近代市民社会の重要性であったといえる。

私たちは連続する大きな災害を通じて市民として自立する必要性を痛感した。発言をだれかに委ねるのではなく、市民一人ひとりが明確に主張していく。それは陳情型でもムシロ旗型でもなく、論理と事実を持って「権威者」たちと渡り合っていけるだけの力をつけること。それは被災地や被災者の問題だけでなく、この国がおかれている状況に切り込んでいくことにほかならない。

私たちは民主主義国家では当たり前のことをいかに怠ってきたか。今、災害復興という土壇場でようやく市民主権の大切さに気付いたのだ。

発言し、議論し、行政や専門家と呼ばれる人たちから私たちの運命を取り戻すこと。それが、まさに復興の要諦ではないか。

(山中 茂樹)

復興とは人間の尊厳を取り戻す作業である

1945年に調印・発効した国際連合憲章は、人間の尊厳を基本原理とする。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三大原理とする日本国憲法もまた根底に流れる大原則は個人の尊重である。ゆえに、すべての個人が尊重されるためには、すべての個人が参政権を有する国民主権の政治体制が必要とされ、すべての個人は人としての基本的人権を有し、その人権が守られる平和な国家の建設が必要とされたのだ。ちなみに「個人の尊厳」「個人の尊重」を謳う法律は少なくとも14本のほる。

翻って災害復興の現場ではどうだろう。酷寒、酷暑の避難所で数週間、数カ月、不自由な生活を強いられる。被災し、時には家族を失い、あるいは負傷したというのに、場合によっては長年住み慣れた地域や、マンションから退去を余儀なくされる。自然災害に国は責任がないとの理由で、失った仕事や健康に特別の支援はないのが一般的だ。

しかし、なにもすべてに公的支援をというつもりはない。国民互助、あるいは企業の社会的支援という仕組みが考えられてもいいはずだ。かつての日本にあった富民による義倉、村人による社倉、藩政府による常平倉、あるいは入会地や財産区など先人の知恵を現代の被災者支援に生かす仕組みを考える必要があるだろう。

ただ、そのためには、「復興とは被災した人々の尊厳を取り戻す作業だ」ということへの国民大多数の合意が前提となる。

日本は災害大国である。地震だけではない。どの地域に住んでいても自然災害から逃れることはできない。私たちは被災した人々の尊厳を取り戻すこと。この行為を「人間復興」と呼び、国民の理解を得るための営みを始めたい。

(山中 茂樹)

人間復興とは営生の回復、そして事前の備え

大正デモクラシーの旗手、福祉国家論の先駆者でもある経済学者の福田徳三は、関東大震災の折、災害復興をこう定義した。「私は復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する。今日の人間は、生存するために生活し、営業し、労働せねばならぬ。すなわち生存機会の復興は、生活・営業・及び労働機会（これを総称して営生という）の復興を意味する。道路や建物は、この営生の機会を維持し、擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても本体たり実質たる営生の機会が復興せられなければ何にもならないのである」。

人の復興とまちの復興は対立するものではない、との意見がある。確かに、それ自体、まっとうな意見であり、人々は快適で安全なまちに住みたいに違いない。だが、都市を設計すれば、そこに人はついてくる、という考え方に、福田徳三は異議を呈したのだ。

土地はあるが、再建する資金の持ち合わせはない人。土地の所有者と大家、居住者がそれぞれ異なる場合。空き家になった亡き親の家を所有している不在家主……。さまざまな人たちが暮らす町並みを再建するにはきめ細かい事前の計画と施策が必要だ。国民皆加入の住宅共済制度やコーポラティブハウス、コレクティブハウジング、グループハウス、従前居住者用の受け皿住宅などさまざまな再建施策を組み合わせて、人々の暮らしや仕事ができる限り、災害前と同じように継続する工夫を重ねる必要があるだろう。それには、被災後では難しい。町内会単位、自主防災組織単位、マンション単位で平時から、もしものときに備えた住民のための事前復興計画を策定しておく必要がある。人間復興とは事前の備えでもあるのだ。

(山中 茂樹)

**復興とは災害によって露呈した
社会の脆弱さを無くすること**

地震、津波、台風、モンスーン、豪雨、豪雪、火山噴火、早魃などの自然現象はハザード (HAZARD) と呼ばれるもので、この結果直ちに大きな被害につながるとは限らない。建物の耐震化や堤防の整備、さらには迅速な避難や情報網の構築、政府間連携の強化、災害弱者対策などを講じることで、少しでも被害 (DAMAGE) を軽減することが可能となる。

災害 (DISASTER) は、自然現象 (HAZARD) によって社会の脆弱性 (Vulnerability) が顕在化することで深刻度を増す。例えば、発展途上国ほど災害による死者数が多いのは、地盤の悪い崖淵や川の傍にスラム街が形成されるなど、脆弱度が高まるからである。

我が国でも、都市における高齢者の問題や希薄な人間関係、密集した住環境や、雇用・産業の停滞など社会的課題が潜在化するなかで阪神・淡路大震災が発生し、一気に社会問題化するに到った。災害が大きくなればなるほど、狭義の災害対応の範疇を越え、インフラや建築物はもとより、産業、保健・医療、教育、福祉、環境……と解決すべき裾野が広がる、社会のあり方までを問うのが復興の特徴であり、必然的に新たな制度や仕組みが求められる。

復興の成果が次代の社会作りに役立つのもこのためといえる。復旧のような当面の若しくは表面上の回復にとどまることなく、災害を引き起こす要因となった社会の課題を根底から解決することが不可欠となる。

脆弱性を極力なくせば災害の発生を最小限に抑えることができた筈であり、不幸に見舞われた被災者を二度と同じ目に遭わせない、将来災害で同じ過ちを二度と繰り返さないところに復興の意義があるといえる。

(青田 良介)

**復興とは、被災者の人間の尊
厳と生存基盤を確保し被災地
の社会機能を再生すること**

定義は、単に言葉の意味を明らかにするだけでなく、目指そうとする目的を明らかにするのが実践的である。定義には、物事の対象や範囲をはっきりさせるという機能もあるだろうし、現象や状態を社会的に意味づけるという意義もあるだろう。しかし、「復興」という大きなテーマを定義づける意義は、被災から立ち上がって進むべき目標を示し、ミッション (誰のために、何のためにあるのかという使命) を共有するところにこそあると考えられる。したがって、私は、復興の定義は、あるべき方向性を呈示するものでなければならぬと考える。

私は、以前、「復興とは、公私を問わず国土及び構造物等、経済、文化、産業、労働、環境及びコミュニティならびに市民の心身及び生活全般等につき、その被害を速やかに回復し、これらの再生ないし活性化を図ること」と定義したことがある (「復興基本法のデザイン——法制度案のラフ・スケッチ」2006年)。これは、いわゆる“復旧”と“復興”に本質的な違いはなく、これまでの様々な施策の誤りが復旧と復興の対象区分を徒に厳しく行ってきた (=ハードの復旧に偏り過ぎた) ことが原因であるという理解の下、法律上の保護・支援の対象をできるだけ広く捉えようという意図で、定義化したものだった。

私は、その後、これらが全て日本国憲法にプログラムされている問題意識であることに気付いた。ほとんどの過ちが憲法価値を忘れたところに端を発していた。あるべき社会、進むべき方向性は、既に憲法が明確かつ骨太に示していたのである。そこで、復興とは「社会再生過程で憲法を実現すること」と端的に考えるに至った。この考えをもう一步進め、被災者目線で具体化した定義が「被災者の人間の尊厳と生存基盤を確保し被災地の社会機能を再生すること」である。

(津久井 進)

復興とは、被災地の「自治」を基調としながら、被災者個人の「自律」を回復することである

憲法は、個人を自らが最善と考える自己の生き方を自ら選択して生きていく人格的・自律的主体としてとらえ、このような個人が有している尊厳の存在を確認すべく憲法第13条において「すべて国民は、個人として尊重される」と規定している。そして、憲法において保障される人権とは、そのような人格的・自律的生のために必要不可欠な利益であると理解されている。

自律的な生を前提とした個人も、自然災害により自律を維持できなくなる事態も生じうる。そういった場合に、「再び自律的存在たりうるよう物的環境的に社会として手助けする（佐藤幸治）」あるいは、「個人に人たるに値する生活を保障する（高橋和之）」仕組み作りが求められることになる。その現れとして、生存権をはじめとする具体的な権利が保障されているといえる。自律の回復といっても、どのレベルまでのものを追求するのかによって、目標設定が異なる。また、そういったレベルが個人個人によって異なることも考慮されなければならない。

被災者個人が自律を回復するためには、自然災害によって同じくダメージを受けた被災地の機能もまた回復されることが不可欠である。被災地は、文化・コミュニティ・経済活動を生み出す場であり、個人の自律的生にとって、そのアイデンティティの形成・維持は重要であり、アイデンティティもこういった文化・コミュニティ・経済活動をもとに形成されているからである。被災地の自治体は、独自の法的権限と財源をもちながら、個人の自立を支援し、文化・コミュニティ・経済活動の再生に取り組んでいく。その際には、被災者が被災地における自治に積極的に参加できるように仕組み作りが求められる。

（山崎 栄一）

（補足） 自律的生の回復とは何なのか

山崎（栄）が「復興の定義」でも述べたように、山崎（栄）なりの見解としての復興の最終目標とは、「自律的生の回復」である。自律的生といっても、個人個人によって実現ができる自律の度合いは異なる。では、それぞれ個人個人がどのレベルの自律的生を実現すべきであるのかといえば、基本的なラインとしては、災害前のレベルに戻すことが復興の意味内容となるであろうが、復興を「再び盛んになること」という定義づけでいけば、災害前のレベルに戻ってなくても、被災者が自律を回復し、被災者自身で復興ストーリーを思い描き「何とかなるメドがついた」という時点で、復興が実現したと考えることも可能である。

そうなると、ホームレスの人やネットカフェ難民の人たちの復興はその程度でよいのかということになる。このような人たちについては、被災前は社会的に排除されていたが、被災後は、災害時の支援施策→平常時の支援施策→自律的な生の回復といった流れに乗っていくことで、社会的に包摂されるきっかけとしてとらえることができる。そういった一連の支援施策によって、災害前よりも状態が改善されるのであれば、それは好ましいことではないのか。では、被災地以外のホームレスの人等についてはどうすればいいのか、ここでは、被災地と被災地以外のホームレスの人等の比較という問題ではなく、むしろ被災地以外の地域における社会的排除・包摂のあり方の問題として議論が展開されるべきである。被災地と被災地以外の比較といった類の議論は、被災者の支援を切り捨てる論法として利用されやすいという性質があるので注意が必要である。

（山崎 栄一）

復興は、地域にとって超回復を目指すものである

地域が災害から復興するというのは、災害によってダメージを受け、マイナスからの復活をすることであるが、単純に被災前の水準に地域での暮らしを回復するというのでは、災害の経験は、単に辛い記憶になってしまう。災害によって、地域が更に発展的な方向性を持ってこそ、夢を語る事ができ、災害の経験を肯定的にとらえることができる。これを、地域の超回復と呼びたい。

最近、世界陸上のアスリートたちの熱い戦いをテレビで見て、感動した。アスリートたちは、日々、自分たちの運動能力を高めるためにトレーニングを行い、極限を目指す。辛い、厳しいトレーニングによって筋肉を構成する筋繊維にダメージを与え、元の水準を超えた筋繊維を得ることにより更に運動能力を上げていく。より強い自分をイメージして、この苦しいトレーニングに耐える。私たちは、この過程を知っているからこそ、最高の演技にこころからの拍手を送り、こころから感動する。

阪神・淡路大震災以降、復興のシンボルとして、不死鳥フェニックスが使われている。フェニックスは、数百年に一度、自ら香木に火をつけ、我が身を焼き、再び幼鳥として飛び出す。永遠の命を得ることの引き替えに、自らの体を破壊する。

災害は、単に不幸の記憶であってはならない。不幸であったが、そのお陰で、より強い地域が実現して発展したという、出発点の記憶であるべきである。だからこそ、復興過程の辛い、苦しい生活を肯定的にとらえることができる。これは、被災直後から地域復興の基本理念として、地域の住民に意識されなければならない。復興は、少なくとも発展的イメージで行われるべきである。

現在の災害対策基本法、災害救助法、生活再建支援法など、災害復興関連法規にはその理念が織り込まれたものはない。全て、原状回復を目指すものである。原状回復以上を目指そうとすると、

それは、焼け太りだと言われる現状がある。しかし、災害復興に夢は必要不可欠である。夢を語るためには、発展的な方向性を示さなければならない。

復興基本法を考える上で、復興を肯定的な地域再開発過程の一つとして捉え、発展的方向性を打ち出すとすれば、「地域にとっての超回復」というイメージがあってもいいのではないか。

(山本 晋吾)

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

都道府県

特段の定義は行っていない。

一般的には、個別被害に対する原状復帰を災害復旧、より広いエリアやまちづくりまでも含めた計画や方針等には復興という言葉を使っている（例：復興方針、復興計画）。

〈復旧〉

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるとともに、その後の復旧事業について計画を作成し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し速やかに災害復旧を実施する。

〈復興〉

地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくりのための計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は、復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

（県地域防災計画より抜粋）

〈復旧〉

- 1 公共施設等の災害復旧計画；災害復旧事業計画、激甚災害の指定、緊急災害査定等の促進、緊急融資等の確保。
- 2 生活の安定確保計画；被災者の生活確保、中小企業への融資、農林漁業関係者への融資、通貨の供給の確保及び非常金融措置、日本郵政公社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策。

〈復興〉復興方針・計画の作成、復興事業の実施。

災害復旧計画の基本方針

被災者の生活再建はもとより、被災地施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。

災害復興計画の基本方針

被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かし、地震に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

地域防災計画の中では、「地域・生活の回復」を復旧、「地域・生活の再建・強化」を復興と記載している。

県の地域防災計画においては、復旧は「迅速な原状回復」を目指し、復興は、中長期的課題の解決を図る「計画的復興」を目指すこととしております。

特に区別はしていない。

〈復旧〉

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図ることとしている。

〈復興〉

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進することとしている。また、県及び市町村は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、それぞれ、知事もしくは市町村長を本部長とする震災復興対策本部を設置することとしている。

復興の範囲については、「応急・復旧対策以降の都市の復興や都民の生活の復興に関する一連の対策」、「応急・復旧対策のうち復興にも関係し、それに大きな影響を与えることとなる事項」等を規定し、復興を総合的なものとして捉えている。

阪神・淡路大震災の取り組みを教訓として「生活復興」と「都市復興」を一体として行う必要があるとの基本的な考え方にに基づき、自助・共助・公助の連携による「地域力を活かした協働復興」を目指している。

厳密な定義はしていませんが、「県震災復興対策マニュアル」では、震災前の状況にすることが復旧であり、震災前より災害に強いまち、安全なまちなどに改修することが復興であると記しております。

特に統一的な定義はない。

個々の施設の再建等は原形復旧、改良復旧ともに「復旧」とするのが一般的。

まれに見る大災害の場合、復興計画が作られるが、その内容は「災害で大きなダメージを受けた地域社会の総合的なインフラ復旧と経済・文化活動への政策的なテコ入れにより災害前よりも良くする」というイメージが強い。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。

（県地域防災計画より）

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

都道府県

定義していないが、下記のとおり用いている。

〈復旧〉

公共土木施設、農林水産施設、学校教育施設などの公共施設の原形復旧のほか、交通施設、上下水道・電気・ガス施設、放送施設などの応急復旧等。

〈復興〉

壊滅的な被害を受けた被災地の再建について（中長期的な視野に立った）都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの実施。

復旧と復興の定義については、明確に規定はしていないが、復旧とはハード面を中心として対策を講じること、復興とはソフト面を含めた中での対策を講じることと考えている。

なお、事業展開としては、県として災害予防対策や復旧復興対策もにらんで、県政全般にわたる防災対策を総点検した上で、県地域防災対策の具体的行動指針となる「防災アクションプラン」を定め被災地の復興まちづくり体制の整備など行動実践を行う項目を掲げてプランの着実な実行を推進している。

〈復旧〉

被災地域において、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すため、公共施設等の現状復旧やがれき処理を実施すること。

〈復興〉

被災地域において、その地域が壊滅している場合、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を含めた復興計画を策定し、住民の安全と環境保全等に配慮したまちづくりを行うこと。

地域防災計画では、地域の復旧・復興の基本方針の決定の項目の中で、「……迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すか……」と記述している。

〈復旧〉

災害発生後被災した各施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うこと。

〈復興〉 災害発生前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を行うこと。

本県の地域防災計画においては「災害応急対策」と「災害復旧」は編を別にしているが、応急対策と復旧を時間的に明確に区分しているものでもなく、対策項目によっては両者にまたがるものもあり、明確に定義付けをすることは難しいと考えている。

なお、地域防災計画において「復旧」は人心の安定と社会秩序の保全を図り、民生安定のため緊急に講ずべき措置としている。

また、地域防災計画に定めはないが「復興」は復旧後の原状復元までに行う対策になるものと理解している。

地域防災計画上明確な区別はしていない。

ただし、「復旧」は、「交通機関の復旧」や「電気・ガスの復旧」といった使われ方をしており、「復興」は、「地域復興」「住宅の復興」といった使われ方をしている。

こういったことから、おおむね、「復旧」は壊れたりしたものを元の状態に戻す、元通りにする「復興」は、ふたたび盛んにする、活性化するといった使い方の傾向があるように思われる。

地域防災計画においては、復旧・復興について、「災害復旧計画」として制定している。

〈復旧〉 原状復旧（再度災害を防止できるよう可能な限りの改良復旧）。

〈復興〉 中長期的課題の解決を図る計画的復興。

地域防災計画において、「復旧」については、災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とすると記述し、また「復興」については、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早急に横断的な組織として復興本部を設置するものと記述している。

さらに、阪神・淡路大震災からの復興については、単に震災前の状態に戻すのではなく、来るべき高齢社会への備えや産業構造の転換など、さまざまな課題に全力で取り組みつつ、未来を創造する「創造的復興」を目指している。

〈復旧〉 公共土木施設、農林水産業等の災害で被害を受けた施設等の復旧及びそれに必要な措置を行うこと。

〈復興〉 著しく被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を推進すること。

定義はしていないが、大規模災害の場合に「復興計画」「復興事業」としている。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

都道府県

〈復旧〉 被災者に対する生活再建の支援や災害の防止に配慮した施設の復旧など、迅速に、被災以前のレベルにもどす。
 〈復興〉 場合によっては、都市構造の大幅な変更も伴うような、さらに災害に強いまちづくり。

特に定義していない。計画等では「復旧」を使用している。

地域防災計画において、県及び市町村は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとしている。

地域防災計画において次のように取り扱っている。

〈復旧〉

災害復旧対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施するものとする。

〈復興〉 災害に強い都市機能が必要と判断した区域について合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、復興の基本方針を定め、必要に応じて復興計画を策定し、市街地を復興する。大規模な被災地域の再建を速やかに実施するため、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興など分野別復興計画を作成し、復興を進めるものとする。

復旧と復興の明確な定義はありませんが、県地域防災計画（震災対策編。平成15年5月修正）においては、次のような扱いになっています。

〈復旧〉 被災施設の原状復旧等、がれきの処理。

〈復興〉 災害に強いまちづくりの実施、被災者等の生活再建等の支援、被災中小企業の復興その他経済復興の支援。

応急的な原状回復までが復旧で、それ以外については復興と考えている。

被害が比較の軽い場合

迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら中・長期的な災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

被害が甚大な場合

被害が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強いまちづくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

〈復旧〉 被災前の状態に施設を戻すこと。

〈復興〉 復旧と同時に自治体及び被災者を総合的に支援すること。

市区町村

本市においては、災害復旧は、市街地形態とともに、道路、公園、ライフライン施設などの都市施設をほぼ従前の状態に回復することと定義し、災害復興は、市街地形態を一新して、都市施設の充実・改善を図るなどの都市改造を行うことと定義している。

復旧と復興について明確な形での定義はしていないが、市地域防災計画（地震対策編 第4章）において、「復旧」、「復興」という言葉を使用している。

地域防災計画において、「災害復旧計画」（第4章）を

①市民生活安定のための緊急措置

②復興計画の策定

③激甚災害の指定

の3つから構成している。

ゆえに、市としては、「復旧」を「復興」を含むより広義の概念として捉えているものと考えられる。

市防災計画での規定は次のとおりです。

〈復旧〉 被災者の生活援護、被災者生活再建支援金の支給、被災者の住宅確保、災害廃棄物の処理など。

〈復興〉 震災後に市長を本部長とする市震災復興本部において、震災復興計画を策定します。

本市の地域防災計画上、復旧と復興を明確に区分して定義づけはしていないが、計画に定めている内容からみると、復旧は元の生活、経済活動を一日も早く取り戻すために必要な事業対策で、復興は、総合的、長期的な視野に立って、より安全で快適な地域社会、暮らしの実現につなげる事業、対策と捉えています。

定義していません。

〈復旧〉 災害対策本部において基本的に既存制度を用いて実施されるものです。

〈復興〉 復旧で不十分な場合に災害復興本部を設置し、災害復興基本計画が策定され、実施されるものです。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

「市復興計画（平成7年6月策定）」では、復旧と復興を明確に定義はしていないが、「復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すにとどまることなく、震災の経験や教訓を生かし、より安全で快適な、にぎわいと魅力あふれるまちをめざし～復興を進めていくことが重要である。」と定めています。

復旧・復興の方針

本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成することとしている。

復旧・復興については、地域防災計画で定義し、地域防災計画に基づき、事業を展開していく。

本市防災計画では、復旧計画の基本方針は、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため、適切な対策を講じるものと規定している。一方、復興については規定がない。

国の基本計画によれば、被災の状況、地域の特性等を勘案しつつ、迅速な現状復旧か、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興とするかの基本方針を定めるとあることから、これを参考に取扱いしていくこととなる。

当市の「復旧」とは、「原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な措置を講ずる」と定義しております。

ハード的に、災害前の状態に戻すのが「復旧」でしょうか。住民の経済的及び精神的な事柄などすべてを以前の状態に戻すのが「復興」でしょうか。

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原型復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の普及に備える計画とし、「災害応急対策計画」に基づき、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

〈復旧〉 道路・河川・施設等を平常な状態に戻すこと。

〈復興〉 消費・観光・文化・産業等が平常の盛んな状態に戻ること。

定義はしていません。

大規模災害の事例がないため、定義していないが、復旧とは施設面のことを主とし、復興とはソフト面も含めた「もと地域生活を取り戻す」ということだと考えている。

防災計画上、災害復旧については、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど、将来の再発生の防止に備える復旧事業計画により災害復旧を実施する。

また、災害復興については、災害復興対策に関する検討委員会を町行政・関係機関・専門家・住民等により設置し、この委員会の意見、復興方針等に沿った、災害復興事業計画を策定し、災害復興を実施する。

災害復旧事業計画を作成し、災害復旧事業費等の措置及び応急金融対策を講じていく。

「復旧」とは原状回復を主に意味しており、「復興」とは、原状回復以上に住みよい、よりよい町づくりを進めるという意味で解釈できる。

厳密に定義づけているわけではないが、事業展開の上で、状況に応じ、適宜対応している。

定義していない。

〈復旧〉 現行制度を利用して、生活・産業・公共施設等の復旧対策を図る。

〈復興〉 復旧事業だけで不十分であり、被害の程度により本格的な復興事業の推進を図る。

定義なし。

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧にとどまらず将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等適切な復旧対策を実施するものとする。

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずる等、適切な復旧対策を実施するものとする。

また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

地域防災計画の災害復旧計画に基づいて行う。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

- 1 再度の災害に対応した復旧・復興
 - 2 復旧段階への計画的な移行
 - 3 総合的、全体的な復旧、復興
 - 4 迅速な復旧、復興
 - 5 情報、相談活動の充実
 - 6 機動的、弾力的な取組み
-

〈復旧〉 被災施設に対し、単なる原型復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える。

〈復興〉 まち全体について、災害の強いまちづくりを行う。

災害復旧事業
激基法による災害復旧事業

激基災害に指定された場合は、この法律に基づいて復旧事業を行う。

その他の法律による災害復旧事業

道路法、河川法等の財政援助による災害復旧事業を行う。

災害復興事業

大規模な災害が発生した後は、町長を本部長とする「町災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害後復興事業実施の総合調整を行う。

防災計画において、復旧とは災害の再発生を防止するためとしているが、復興については明確に定義していない。今後の防災計画見直しにおいて検討していきたい。

定義していない。

- 1 応急復旧…町民の生活手段確保と社会秩序維持と社会活動の早期回復。
 - 2 復旧対策…被災施設等の単なる原形復旧ではなく、将来の災害に備えることを前提に復旧するもの。
-

特に定義づけてはおりませんが、道路、住宅等特定された部分の回復を復旧、町全体の復旧等を復興としています。

災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

復旧は元の状態に戻すこと。復興は元の状態に戻すのではなく、まちづくりといった観点から、従来以上に価値を高める整備を行うこと。

〈復旧〉 ライフライン、公共施設等の基盤整備。

〈復興〉 経済そのもののほか、精神的なものも含め地域全体の正常化。

防災計画では、復旧対策計画を第5章に設けており、それに基づき、各種事業を展開することとしている。計画上、復興という定義付けはないので、現時点においては、有事の際には、地域防災計画に基づき各種対策を講じるとし申し上げようがない。

復旧は単なる原状復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧工事には、防災施設の新設等の事業を計画し、被災者等の救済措置に万全を期する。

復興は現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を住民に呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図ることとしている。

町では、災害・地震等で死亡した町民の遺族に災害弔慰金の支給を行い、精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給。

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行っている。

他、災害融資体制の整備等。

〈復旧〉 災害により壊れたものを元の状態にすること。

〈復興〉 災害で破壊された生活環境を再建すること。

復旧の定義として特に復興と区分けしているものでないが、町として、ライフライン（電気・電話・水道・ガス）や、農林・土木施設関係への対応等について復旧との概念で取り扱っている。

復興は主に生活安定の早期回復という意味合いで使っており河川の改修等を始め大きなプロジェクトとして定義している。

〈復旧〉 壊れたり、傷んだりしたものを、もとの状態にすること。もとの状態にもどすこと。

〈復興〉 壊れたりしたものが、再びもとの盛んな状態にすること。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

〈復旧〉

社会基盤（公共施設）やライフラインの復旧とし、その際、再度災害の発生を防止するため、必要な改良を行う、また、将来の災害に備える事業計画を策定して、早期復旧を図る（概ね1カ月）。

〈復興〉

被災前の地域の抱える問題を解決し、市街地構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、計画的な事業を推進する。

市は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方針を定める。

当座の機能回復を復旧とし、それ以後継続する機能を復興と解している。

〈復旧〉 被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、原状回復する。

〈復興〉 中長期的課題解決も考慮し、災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指す。

他のさまざまな災害情報、被災体験を参考に、復旧、復興事業を計画検討中である。

〈復旧〉 応急的に被災前の機能を確保する。

〈復興〉 被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する。

被災地域の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努め、復旧事業の決定したのものについては緊急性の高いものからただちに当たり、事業実施期間の短縮に努める。

災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は他の防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員を配備する。また、災害の規模に応じ、職員の応援、派遣等の活動体制について検討し措置をとる。

災害復旧事業計画の作成と緊急適正の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、補助対象事業等については、復旧事業費の決定もしくは決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すように努める。査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

復旧は被災前の状態に戻すこと、復興はよりよい状態にすること。

本市においては、未だ「復興」を必要とする大規模災害もなく、地域防災計画上でも「復興」については記述されていない。「復旧」は現状に回復するのみであるが、「復興」は、新たな視点に立ち都市を再生する発展的な復旧が必要と思われるが、具体的な事業展開をどのように行っていくかは今後の検討課題である。

建物や道路等を元に戻すことが復旧で、まちに元気が戻り、再び活性化することが復興。

災害発生直後から最低限度の生活に支障をきたさないための整備を実施する過程が復旧であり、その復旧から各支援策等により社会経済活動の回復、住民生活の安定など自立した生活ができるまでの過程を復興と考える。

被害者への生活支援、産業振興の支援、激甚災害の指定、災害復興計画の策定。

〈復旧〉

災害復旧事業の実施責任者において、被災した公共施設の原形復旧にあわせて、施設の新設、改良を実施する（個別的）。

〈復興〉

市内の広い範囲に被害が生じ、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合の市の災害復興計画・災害復興ビジョンを作成して行うもの（全体的）。

定義していない。

〈復旧〉 施設などの部分的な回復であるが、大規模な復旧事業には財政的負担も大きいことから、国の支援を必要とする。

〈復興〉 甚大な被害が発生し、社会の再形成を図る必要から、国が行う事業と捉えている。

災害復旧事業が該当する事業名ですが、災害等で壊れた農地、河川を元に復旧させることで、部分的、一時的な意味合いだと思います。

〈復旧〉

災害応急対策を講じた後に、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度発生を防止するため、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

〈復興〉

上記の事業計画に含まれるとして取り扱っている。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

〈復旧〉 被災直後から実施対応する。

〈復興〉 ライフライン等「復旧」後、被災状況に応じ計画的に実施する。

町地域防災計画において、「災害復旧計画」についての章を設け、「災害復旧計画では、民生の安定及び社会経済機能の早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧被害の程度を検討して実施する」と定めている。

復旧と復興については定義しておりません。

ただし、地域防災計画において、風水害については災害復旧計画、震災については災害復旧・復興計画、原子力については原子力災害復旧計画を定めております。

〈復旧〉

被災者自身の自主的な復旧を原則としつつ、速やかな生活再建への立ち上がりを促し、被災者の自主性を損なわない範囲において、復旧支援策を行うこと。また、被災した公共施設等を被災前の状況に回復すること。

〈復興〉

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する事業。

〈復旧〉

災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

〈復興〉

住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興計画を推進するものとする。

〈復旧〉 大規模災害時における混乱を速やかに収拾するために講じる対策。

〈復興〉 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する事業。

定義していない。

〈復旧〉 最低限の生活が営めるよう、応急的な対応事業。

〈復興〉 復旧後の恒久対策事業 と考える。

〈復旧〉 目に見えること。

〈復興〉 目に見えないこと。

「地域防災計画」において、災害復旧・復興対策計画として、

- 1 被災者の生活の安定化。
 - 2 被災施設の復旧。
 - 3 復興対策計画 として位置づけしている。
-

定義づけはしてはおりませんが、地域防災計画で「民生安定化のための緊急措置」として、復旧計画を定めております。

復旧及び復興の定義はしていない。地域防災計画の中では、「災害復旧対策計画」を策定し、府民生活の安定を図ることとしている。

〈復旧〉 道路や公園などの公共施設やライフライン関係を被災前の状態にすること。

〈復興〉 ハード、ソフトの両面において、被災前の生活状態にすること。

市は被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

特に定義はしていませんが、「復旧」とは災害によって生じた被害を元の状態に戻すことを言い、「復興」とは市民のみなさんとの協働により、被災したまちを再生し、かつ、発展させていくことを言うのだと思います。

〈復旧〉 短期的な救援・援助。

〈復興〉 長期的な救援・援助。

町は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談・租税の減免等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期す。

〈復旧〉 緊急的な対策。

〈復興〉 長期的な対策。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

現在の本市の地域防災計画の中では、復旧と復興を大きく復旧として定義している。
合併により策定する新市地域防災計画では、復旧と復興を別にして策定する予定です。

復興については、特に定義していない。事業展開も復旧を前提として行っている。

復興について特に定義していません。復興のありかた、行政上の手続き等について、調査研究を進めているところです。

〈復旧〉

現状（平常時）または、それに近い機能を迅速に回復させることを主とする。また災害に強いまちづくりをする上で、中長期的目標のもとに計画を作成し、実施していくことも含む。

〈復興〉

被災前、被災時の地域における問題を解決し被災を契機に都市構造や地域産業構造等の改善を行うことを主とする。

復旧が市街地の形態や都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対し、復興は市街地の形態を一新して道路、公園やライフラインの充実改善を図るなど、都市改造を実施し、新たな社会資本の整備を行うことにある。このことから、被災前の地域の抱える課題の解決、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整・コンセンサスを行い、計画を推進する。

地域防災計画に

災害市民相談・り災者へのメンタルケア・公共施設の災害復旧・災害復旧に伴う財政援助の確保・被災者に対する復興資金等の計画の内容で定義されているが、平成7年度に修正したものであるため、今後、見直し等の検討が必要である。

〈復旧〉

ライフラインと住宅の修理が終わり、住民が戻り、応急対策が終わって生活基盤が整った時。

〈復興〉 土地の区画整理によって防災に配慮された街づくりによって形成された市街地に再建された住宅と住民が戻り、災害の傷跡が残っていないインフラが整備された時。

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

復旧と復興については特に定義しておりませんが、被害の状況により具体的な取り扱いについてはケースバイケースになりますので、復旧、復興ともに明言することはできません。

〈復旧〉

災害発生後、被災した各施設の原状回復にあわせ、災害再発を防止するために、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとして定義しています。

〈復興〉

り災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るものとして定義しています。

地震災害対策として、応急活動体制（初動体制）をはじめ、避難対策や応急医療救護、ライフライン施設の応急対策、建物応急対策等を震災応急対策計画と定義しており、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受ける以外の復旧・復興について具体的な計画は策定していない。

具体的な復旧・復興計画の策定や同事業の実施実績はないが、復旧は原状回復（100%）、復興は復旧を超えるものと考えている。

災害予防、応急対策を中心に事業展開を実施しており、復旧・復興の明確な定義を行っていない。

基本的には財政面との協議となるが、国、県の支援を期待している。県、民間団体との協定の中で展開していきたい。

〈復旧〉 現状回復が前提であり、同様の災害があれば、同様の被害が起こる可能性があると考えている。

〈復興〉 現状のネガティブファクターを極力排除し、より耐久性のある街として再構築していくものとする。

復旧と復興の定義は特にないが、具体的には「復旧」とは、最低でも被災前の健全な状態に戻すことをいい、「復興」とは、被災前の健全な状態から想定された発展規模まで復することをいうものと思われる。

市は、ライフライン関係や施設機能の回復を行う災害復旧計画を地域防災計画で策定していますが、災害の被害者の生活から地域の再興に至る心のケアを伴う復興計画は現時点では作成していません。

〈復旧〉

災害による被害の回復の為、被災後の応急措置をはじめ、本格復旧計画により本来の生活基盤等の回復を目指すものである。

〈復興〉

災害による社会的又経済的損害等を含め、人心ともに立ち直ることである。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

復旧と復興について、本村では具体的に定義していないが、復旧を水道・電気・ガス等のライフライン、道路・河川等の公共土木施設の再建、復興については、被災者に対する税負担の軽減、災害援護資金の貸付等、資金的援助として取り扱っている。

復旧と復興を区別しておらず、復旧計画として「町民の生活確保の措置を講ずることにより、町民生活の早期回復を図るものとする」と定義しています。

復旧とは応急的な意味合いで、一時的なものであり、復興は未来永劫幸福なるもの。

厳密な定義づけではないが、復旧を応急的なもの（例 ライフラインの復旧）、復興を本格的なもの（例 都市復興）ととらえています。

復興の定義

『旧状の水準を超えた新しい価値や質が付加された都市空間を生み出すための措置』（都市復興）と「被災者が生活の変化にうまく適応するための営み」（生活復興）とが相互に密接に連携・調整をとりながら遂行される営み』と定義する。

「都市の復興」と「生活の復興」の2つに大きく分けて、それぞれ「区都市復興マニュアル」、「区生活復興マニュアル」を定めている。

具体的には、被災後2週間程度をめぐり、区災害復興本部を設置し、まちづくりに係る「都市の復興」と区民の住宅、教育、消費生活、産業経済などの分野に係る「生活の復興」について、各部署が取り組む形をとっている。

定義はなく、発災後の応急対応から一連のながれとして、円滑な復興に向けた体制をとっていくこととして、そのための体制を、条例・地域防・マニュアル等に定めている。

〈復旧〉 災害発生後の応急処置。

〈復興〉 将来を見据えた対策。

復旧と復興は明確に区別できるものではないので、特に定義はない。また、事業展開の上でも明確な区分は無く平行して対策を展開していく。

〈復旧〉 被災する前の状態に戻すこと。電気やガスの復旧。

〈復興〉

- 1 市街地の再建 再び震災が起きても被害を受けない、又は被害を最小限にとどめることができるまちづくりの推進。
- 2 区民生活の再建 住宅の確保をはじめとして、被害者が自助・共助によりくらしの安定を図ることができる支援の実施。
- 3 地域経済の活性化 雇用の確保・維持や中小企業対策など、被災者のくらしの再建・安定のバックボーンとなる地域経済活性化の推進。

災害によって被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資、生活相談等を行うことにより、被災者の生活確保を図るものとする。

市では、災害後の都市復興及び市民の生活再建を円滑に行うため、国・東京都ならびに関係自治体と連携協力して、基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき復興事業を推進する。また、被災の程度に鑑み、その必要に応じて、市災害復興本部を設置する。

〈復旧〉 応急的な対応。

〈復興〉 計画的・恒久的な対応。

生活復旧は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻すための、電気・ガス・水道・道路等の旧状復帰を目標としている。

これに対し、復興は、旧状の回復に止まらず、市全体の防災上の向上を目指し、「被災を繰り返さないまちづくり」を行うとともに、将来世代も含め、人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続可能な都市」にしていくことを目標とする。

特に定義はしていないが、ライフラインの復旧としては、電気・ガス・上下水道・通信の各関係機関と連携して応急対策を講じ、公共施設等の復旧については、道路、橋りょう、河川、鉄道等をライフライン復旧と同様に関係機関と応急・復旧措置を講ずる体制をとっている。

復興については、震災後、必要に応じて震災復興本部を設置し、市民の生活復興及び都市復興等を円滑に行うために、震災復興基本方針及び復興総合計画を策定する。これに基づき、国・都と連携・協力して復興事業を推進することになっている。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

- 1 震災災害発生時には、災害対策本部を設置し、さまざまな応急活動を実施するが、震後1週間をめぐり、震災復興本部を設置する。
- 2 震災復興本部の組織（企画部が総括）。
 企画部（総合調整）健康福祉部（くらし）環境部（住宅）。
 都市建設部（住宅・都市施設）。
- 3 震災復興本部は、各担当部からの計画をもとに災害対策本部と連絡をとりながら、震後6カ月を目標に震災復興計画を策定する。

発災後、施設など壊れたものを直すのが復旧。
 市民の生活を発災前のようにもどすことを復興。

〈復旧〉 被災に対する対応、現状復元。

〈復興〉 復旧後の地域活力の推進。

〈復旧〉 インフラや箱物等の“モノ”が元通りになること。

〈復興〉 地域の“ヒト”や社会経済“カツドウ”が元通りになり、動き出すこと。

〈復旧〉 災害以前の状態に戻すことと考えております。

〈復興〉 新規事業を設定し、新たな街づくりを行うことと考えております。

明確な規定はないが、復旧はあくまで現状に復するものであり、復興は震災前より地震等の災害に強いまちへ改修し、より安全なまちへ形作るものとしています。

〈復旧〉

公共施設を例とすれば、被災施設の復旧と合わせ、災害の再発を防止するため、被害の程度を検討して、必要な施設の新設または改良を行うもの。

〈復興〉 市街地及び都市基盤施設の復興、生活再建及び地域経済の復興支援。

〈復旧〉

応急復旧の完了後、災害の再発生を防止するために必要とされる施設や建築物の新設または改良などによる民心の安定や社会的活動の回復を図ることをいう。

〈復興〉

復旧活動が完了した後、防災力の一層の向上を図り、震災に強いまちづくりと、被害を受けた市民生活の再建及び安定を図ることをいう。

〈復旧〉

あらかじめ所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存に努める（応急復旧計画）。

〈復興〉

あらかじめ地籍、建物、権利関係、地下埋設建築物等の償報図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備を図る（復興計画）。

〈復旧〉

- 1 被災者への相談機能の強化。
- 2 義捐金品の受付及び配分。
- 3 借地借家制度の特例の適用。
- 4 り災中小企業関係融資。

〈復興〉

町の復興を速やか、かつ円滑に進めるため、住民への情報提供を行いつつ、合意形成を図り、復興計画を策定していく。

〈復旧〉 被災したものを従前の状況に戻すこと。

〈復興〉 被災前より良い状況を造り替えることと考える。

復旧と復興とを明確に区別して定義をしていないが、地域防災計画の災害復旧計画では、公共施設復旧計画として「被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設または改良が必要である。」としている。

定義していない。支援事業は復旧事業として取り扱っている。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

第4章災害復旧計画
第1節 民生安定化対策

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置を実施するものとする。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更正できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

災害により被災した公共施設の災害復旧は、第3章の応急対策を講じた後に災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧に併せて再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第4節 災害復興対策

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成するものとする。

更に市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得よう努めるとともに、再度災害防止と快適な都市環境を目指した復興対策、防災対策を早急に実施するものとする。

（市地域防災計画より抜粋）

当市における復興計画策定にあたっての定義は次のとおりです。

〈復旧〉

文字どおり「旧に復す」、原形復帰を基本とする災害対応活動。災害によって壊れた施設や機能を災害前の状態にもどす活動。

〈復興〉

災害前とまったく同じ施設、機能に戻すのではなく、地域が災害に見舞われる前以上の活力を備えるように、暮らしと環境を再建していく活動。

〈復旧〉 被災前と同様の種類、形質で元に戻すこと。

〈復興〉 元に戻すと同時に、二次的、三次的な効果を発現できること。

〈復旧〉 インフラ、住民の生活環境などを災害発災前の状態に戻すこと。

〈復興〉 復旧を足がかりに、災害前よりも住民の活動が活性化し、魅力を増すこと。

「市地域防災計画」より（計画の体系）

災害復興計画の作成・・・①組織体系の整備 ②災害復興方針・計画の策定 ③復興事業の実施

公共施設等復旧事業の推進・・・①被害状況調査 ②災害復旧事業の促進 ③住民及び関係団体等に対する情報提供

〈復旧〉

被災による損壊前と同じ状態（姿、形）へ修復。

〈復興〉

被災に伴い、期間中に失った信用などあらゆる価値を含めた回復及び再発時に同じ被災を繰り返さない対策の確立。

復旧とは、施設等の「物」の再生のみであるが、復興とは、市民の生活再建、市域全体の防災都市づくり、及び地域経済の活性化等をも含むものである。

本市における各種防災事業の核となる、市地域防災計画においては、“復旧”又は“復興”のそれぞれについて確たる定義をしていないものであるが、各々の基本的な考え方として、次のように規定している。

1 災害復旧の基本的な考え方

本市が被災した場合、その復旧にあたっては、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域経済復興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

2 災害復興の基本的な考え方

本市の被災状況及び復旧状況を的確に把握し、復興のための課題を整理するとともに、「市民の生活再建」、市域全体の「防災都市づくり」及び「地域経済の活性化」を柱とした復興計画を策定するものとする。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

現行の地域防災計画において、災害弔慰金・見舞金の対応や土木施設の復旧工事について「復旧計画」として位置づけられている。

災害復旧事業計画

災害応急対策を講じた後の被害程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力して作成。

災害復興計画

被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案し、必要に応じて策定。

〈復旧〉

被災施設の原形復旧、災害再発を防止する公共施設の復旧とともに、災害による混乱を收拾し、民生の安定と社会経済秩序の回復を図ること。

〈復興〉 定義しておりません。

市地域防災計画の震災対策編の第4章 災害復旧計画の第3節 復興計画の中で、定義とまではいかないが、復旧や復興について基本的な考え方を示している。

「地域防災計画」の中で「災害復旧計画」を策定。

公共施設の災害復旧計画

市民生活安定計画

経済秩序安定計画

復興計画の4節からなる。

現状に戻すのが復旧であり、被災前よりも良い状態になることが復興である。

被災施設のみをの再建を復旧、地域全体の再建を復興。

被災者の生活再建を支援し、災害の再発防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

そのために復旧か、あるいは復興かの基本方向を早急に決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

〈復旧〉 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な状況復旧を行うこと。

〈復興〉 さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画。

「復旧」は原状回復的な意味で使用し、「復興」は市域全体を計画に立て直すなど、大掛かりで災害発生時より住環境等をよくするなど、中・長期的視点で行うものと考えております（地域防災計画 他）。

復旧と復興の定義はないが、町地域防災計画では、災害復旧計画の方針として、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害の発生を防止するため、被災地域の迅速かつ適切な復旧を図るとともに、災害復旧事業とあわせて施行することを必要とする施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備え、その実施を図る、としている。

財政的に大変厳しいので、お見舞金程度しか被災者にできないのが現状である。

〈復旧〉 主に物的（ハード）。

〈復興〉 主に人的（ソフト）。

特に定義していないが、「復旧」はあった状態に戻すこと。「復興」はあった状態から離れ、産業等をふまえ、新たなまちづくりを行うことと捉えます。

〈復旧〉 もとの状態にもどす。

〈復興〉

もとの状態をより進んだ内容にするといった感があるが、復興ということは、もとと同じ状態にはもどらないのを前提としているような気がする。

いずれにしても、明確に定義づけした取扱いをすること自体を行っているものではない。

〈復旧〉 公共施設（道路など）、ライフライン、交通輸送など、公的施設の原状回復。

〈復興〉 災害に強いまちづくりなどの被災地域の再建や被災者の生活再建。

社会、経済活動の早期回復やり災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

〈復旧〉 被災者の生活再建及び施設の再建を図ること。

〈復興〉 災害に対して強い地域づくりや地域振興を図ること。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

特に定義はしていない。

町は、必要があると認めるときは、震災復興本部を設置し、復旧・復興対策を行う。

〈復旧〉 電気、水道、ガス、道路等日常生活の基盤となるものを平常どおりに戻す。

〈復興〉 日常生活が通常に戻ったうえで、社会活動や経済活動が行われている。

特に定義はしていない。

〈復旧〉 災害前と同じ状態の街づくりをすること。

〈復興〉 将来（地震災害、風水害）を見据えた都市計画の中での街づくりを進めていくこと。

それぞれの定義づけはしていない。

復旧の具体的事業は、①公共施設災害復旧事業、②災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、③災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金、④被災者の救慰、⑤市税及び国民健康保険税の減免等、⑥放射性物質及び原子力災害事後対策の事業。

復興の具体的事業は取り扱っていない。

定義はありませんが、事業展開上の上下水道、道路で言えば、

〈復旧〉 応急的にその使用を可能にすること。

〈復興〉 次の災害に耐えうる設備としていくこと。

〈復旧〉 ライフラインやインフラ等に使用。

〈復興〉 市域や市街地等計画的な再建をするときに使用。

各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害は実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

〈復旧〉 壊れたものがつかえるようになるまで修復すること。

〈復興〉 もともとはそれ以上にすることである。

〈復旧〉 被災前のもとの状態に戻すこと。

〈復興〉 単に現状復旧するだけでなく、本町の将来像である「快適性空間都市」の実現に向けて計画を推進する。

災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

災害復旧

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。各種施設の災害復旧にあたっては、災害の実情を鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るとしている。災害復旧に伴う財政援助及び各種融資・支援制度を活用できるよう努める。

〈復旧〉 人間が日常生活していく上での必要最低限の生活を支援すること。発災から短期間である。

〈復興〉 復旧以降の都市の発展、整備も含めた中・長期的な計画。

〈復旧〉

公共施設災害復旧、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成。災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金について、防災計画に掲載。定義づけはしていない。

〈復興〉 定義づけはしていない。

本市では、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を目的に、地域防災計画の中で「災害復旧計画」を定めていません（特別に定義していません）。

〈復旧〉

早期に人心の安定と社会秩序の維持の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

〈復興〉 特になし。

世帯更正資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業斡旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復興用資機材の確保等に関する対策を講ずる。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

〈復旧〉 災害で被害を受けたものを以前の状態に戻すこと。
 〈復興〉 人の営み（日常生活や地域経済）を取り戻すこと。

明確な定義づけはしていないが、

〈復旧〉 災害発生から数カ月から数年の期間で、災害により被災した施設を原型復旧する。

〈復興〉

災害発生から数年から十数年の期間で、災害前または災害前以上に都市（経済・社会・文化等）を活性化させる。と認識している。

明確に定義していないが、基本的に「復旧」はハード面にかかる事業、「復興」は目に見えないものなどソフト的な事業も含むものと考えている。

〈復旧〉 施設等の機能の回復。

〈復興〉 ハードとともにソフト面の立直し、新しい街並、まちづくりを行うこと。

※ただし、当市においては、そのような災害を受けたことがないため、担当個人の考えです。

〈復旧〉 被災前の状態に戻す。

〈復興〉 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する。

〈復旧〉

災害発生後、1週目以降6カ月までにおけるライフラインや施設等の迅速な復旧作業。

〈復興〉

災害発生後6カ月以降における被災者の精神的な支援を含めた生活支援を行う。同様の被害を被ることがないように、計画的に災害防止対策を施す。

被災した場合、復旧は、被災状況等を調査して、優先順の高いものから効果的に迅速に対応する。

又、復興は、被災状況、復旧状況により、復興計画を具体的に作成する。尚、地域防災計画には、復興計画を樹立する手順について明記。

地域防災計画にて若干の記載事項はありますが、明確な記述はありません。

運用上は、元に戻すことを「復旧」、同じ災害に遭ったときに被害をより少なくできるようなまちづくりをすることを「復興」と考えております。実際には、人口動態や経済指数なども「復興」のものさしになると思います。

復旧とは、二次災害等により生命への危険が存在する状況下での対応であり、復興とは、生命への危険が取り除かれた後の対応と考える。

〈復旧〉 ライフライン、道路等公共施設、設備を元通りにする。→ハード事業

〈復興〉 住民の生活水準（精神面を含めた）を元通りにする。→ソフト事業

定義していない。

〈復旧〉 公的機能（施設、ライフライン等）を被災前の状態に復すること。

〈復興〉 災害により被害を受けた産業、地域経済を現状に復し、発展させること。

〈復旧・復興〉 災害により被害を受けた被災者のメンタルケアを行うこと。

全体的なイメージとしては復興であるが、事業展開上は復旧として整理。

定義していない。

〈復旧〉

公共施設等の被害の状況を調査し同等の補助金等を活用しながら災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう事業を推進する。

〈復興〉

被災地域の復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような大規模な事業となるため、復興後のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのないまちづくりを目指すことができるよう事業を推進する。

〈復旧〉

被災の程度を調査・検討し、府と連携・協力し、それぞれの所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を作成し、被災施設の復旧とあわせて災害発生の再発防止に努める。

〈復興〉

被災者の生活再建を支援し、市民とともに災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりに努める。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

復旧は被害の程度を十分検討して原形復旧にとどまらず、再度災害の発生を防止するための必要な施設の新設または改良を行うことを原則とし、さらに関連事業との調整を図り災害復旧事業を効率的かつ速やかに実施する。復旧は市民生活の再建を対象とした「生活復興」と都市の復興を対象とした「都市復興」という別々の概念があると考えられ、これら両者の復興を一体として地域住民相互の助け合いを促し、自助・共助・公助の連携による復興のまちづくりを進めていくものとする。

本市は、地域防災計画において、「復旧事業の推進」「被災者の生活確保」「中小企業の復興支援」「農林業関係者の復興支援」「復興の基本方針」を記載。

〈復旧〉

公共土木施設、農林水産業施設、上水道施設、廃棄物処理施設、住宅社会福祉施設、公共医療施設、病院等、学校教育施設、社会教育施設、中小企業の振興、その他一以上の機能回復までを復旧とする。

〈復興〉

上記をより発展させ、さらに計画的に都市機能・環境の再整備を行うもの。

復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

〈復旧〉 特別な定義付けはないが、地域防災計画の中で推進している。

〈復興〉

被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

地域防災計画において、災害復旧・復興対策編で「生活安定」、「復興の基本方針」を定めている。

復興とは、単に被災以前の状態に回復することではなく、これまで以上に安心して暮らせるまちとして構築することを意味している。

復興を目指すにあたり、都市構造などハード面を「まち」として、市民生活などソフト面を「暮らし」として捉え、双方の視点を重視し、計画を展開していく。

明確な定義はされていないが、復旧とは、こわれた物を元通りに戻すこと、復興とは、元の状態より良く（盛ん）にすること。

原状回復を復旧。

単なる復旧にとどまらず、新たな計画のもとでの事業展開を復興。

〈復旧〉 被害を被災前に戻す。

〈復興〉 心、経済、コミュニティ等含めた回復、発展。

やはり、復旧とはあくまで被災地（住家やライフライン等被災現場）の修復としてとらえています。しかしながら、ただ修復するだけでは、被災者の負担（生活面・経済面等含む）は何一つ解決していませんので、復旧を足掛かりに自助・公助・共助のもと、被災前の日常生活に近い水準へ被災者を導くことが復興と考えます。

応急措置として早急に処理すべきものを復旧と定義し、将来的な観点をもって計画すべきものを復興と定義する。

〈復旧〉

短期的な被災者支援、応急対策。社会経済活動の早期回復。

〈復興〉

長期的ビジョンに立ち、復興計画を策定し、被災前の状態の回復だけでなく、社会経済基盤の物質的整備とコミュニティ形成など精神面において新たな都市を創造する。

定義なし。

〈復旧〉 ライフライン等を災害発生前の状況に戻す事。

〈復興〉 被災者等を含めて災害発生前の状態に戻す事。

定義していません。

復旧は行政が中心的役割を担うと思います。

復興は住民の方々が中心的役割を担うと思います。

そのことを考えながら対応していくと思います。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

〈復旧〉 最低限の日常生活が出来る状態。
 〈復興〉 町全体が被災前と同程度まで回復した状態。

〈復旧〉 ハード面の再生。
 〈復興〉 経済、生活面におけるソフト面での再生。

定義していないが、地域防災計画に次のような記述がある。災害復旧対策編：災害発生後、公共施設の復旧及び住民生活を安定化させるための措置を定め、地域社会復興のための基本方針を定める。

特に具体的には定義しておりません。
 事業展開としては、被災者の生活再建支援、中小企業への融資、災害相談の実施、公共施設及び農林水産施設、公園、上下水道の復旧などを取りあついています。

〈復旧〉 原型復帰のための災害対応。
 〈復興〉 新たなまちづくり。

〈復旧〉 修理修繕を基とし生活環境を復元する事業。
 〈復興〉 改良的、効果的に町の概況を踏まえた事業。

復旧と復興について、地域防災計画のなかで、定義されなく具体的な事業展開について、地域防災計画の改正時検討したい。

被災者の生活再建、事業活動の安定、公共施設の復興等により、災害に強い、より安全なまちづくりを目指す。

地域防災計画の中で定義づけしているが、具体的な事業展開は、その都度、制度・補助事業を活用している。

公共施設等の災害復旧事業計画は、施設の緊急復旧と災害の再発防止のための施策の推進が重要である。復旧事業の実施に当たっては、原形を復旧するだけでなく、よりよいまちづくりに向けた改良的な復旧、関連事業の採用を積極的に取り入れた効果的な推進に努めるとともに、町を取り巻く自然的・社会的条件を十分加味した綿密な計画づくりが必要である（災害復旧計画方針）。

災害復旧の基本方針として、災害により滅失・破損した住宅を確保し、被災者が再起できるよう、被害状況に応じて、公営住宅供給計画を樹立し、住宅供給の促進を行う。また、生活困窮者に対し、災害救護資金等の貸付を行うことにより生活の安定をはかっていく。また、公共施設については、災害復旧事業計画を樹立し、原形復旧に併せて、再度被害の発生を防止するため、また将来の災害に備えて必要な事業を実施することとなっている。
 被災地の復興については、災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、安全性の高い町づくりを目指す。そのため、町の構造や産業基盤の改変を要するような、大規模な事業となるので、復興計画を策定し、国・県や各関係機関との調整を行いながら、年次的に事業を進めていくことになっている。

〈復旧〉 施設設備等のハード面の再生。
 〈復興〉 ハード・ソフト面を含めて都市機能（人・物・生活）の再生。

〈復旧〉 早期の応急対策、原形への復旧。
 〈復興〉 被災後のまちづくり。

本市の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための条件づくりを目指すもの。

復旧も復興も一体的に取り組んでいく。

〈復旧〉 原型に戻すこと。
 〈復興〉 被災した施設だけでなくそこに住む人々の生活まで元どおりにすること。

定義なされていないが、
 〈復旧〉 被災前と同程度に修復すること。
 〈復興〉 被災前以上に発展させることだと考えている。

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、原状復旧、または中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれにするか検討を行い、復旧、復興の基本方針を定める。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

※明確には定義されていないが、地域防災計画で節ごとに下記のとおり定めている。

〈復旧〉

災害発生後被災した施設の現状・復旧に合わせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、実施する。

〈復興〉

災害による社会の混乱を解消し、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的とし、関係機関の協力のもと、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を実施する。

〈復旧〉 災害発生後被災した施設の原形復旧を行うもの。

〈復興〉

被災地域の再建を速やかに実施するために復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に進めるもの。

被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な原形復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決を図る計画復興を目指すかについて早急に検討し、復旧、復興の基本方向を定める。

復旧とは原状回復であり、復興とはこれを機にまちづくりを一から見直し、よりよいまちに再生すること。

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止に配慮した復旧等を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

定義はありません。

〈復旧〉 道路施設等が破損した場合、それを元通りに復元すること。

〈復興〉 上記の物的復元に加え、市民活動や流通等においても被災前の状況以上にまで復元すること。と考えています。

災害発生後、一刻も早くライフライン等の復旧を行う。長期に及ぶものや現状復旧だけにとどまらないもの等について、復興計画を作成し、事業を推進する。

〈復旧〉 迅速に元に戻す。

〈復興〉 中長期的課題の解決を図る。

本市において、復旧と復興の明確な定義はおこなっていません。

地域防災計画に定められている事業展開としては、公共土木施設等の災害復旧計画及び災害関連融資計画に基づき実施されることとなっています。

〈復旧〉 個々に発生し、こわれたりした物が元通りになること。

〈復興〉

分野毎、あるいは全体として発生し、こわれたりした物が元通りになることは勿論、一度衰えた物、心がもう一度盛んになること。

定義していない。

現防災計画の中の災害復旧計画は被災した各施設の被害を最小限に止めるため、応急原形復旧を目的として、各事業ごとに復旧計画を策定している。

しかしながら、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、都市の復興を計画的に進めるよう計画の中に盛り込んでいる。

〈復旧〉 土石流等で流出した田畑等をもとどおりにすること。

〈復興〉 噴火災害で疲弊した町民に活力を取り戻すこと。

〈復旧〉 国や県・市が中心となって行う集落などを元の姿に戻す事業が主体となったものとの認識。

〈復興〉

被災した住民を含む地域住民が元の生活を取り戻し、災害をばねに更なるむらづくりをおこなっていくこと（地域住民が主となり、活力を取り戻すこと）。

〈復旧〉 生活基盤の原状（程度）回復。

〈復興〉 産業・経済の回復。

被災物件の原形復旧と併せ、災害の再発防止に必要な施設の新設または改良を行う。

復旧と復興の定義（2006年全国自治体調査から）

市区町村

災害が発生した場合に検討する。

本町では特に復旧と復興の定義づけはしていない。

本町は、合併後2年を経過したところであるが、災害危険箇所の周知や自主防災組織の育成、消防団の育成強化、消防施設の充実、情報伝達システムの構築、防災資機材や非常食の備蓄など、防災対策の充実強化を最優先に取り組んでいるところである。大規模災害時の復旧計画については、地域防災計画に公共土木、農業施設、災害公営住宅建設、一般被災住宅の支援など明記しており、被災した場合は同計画に基づき対策を講じることになる。しかしながら、大規模災害の場合には、ハード面のみならずソフト面においても行政に対して多様な対応が要求されることになると予想され、現在の計画のみでなく、被災地の復旧・復興事例を参考に計画していく必要があると思われる。

〈復旧〉 応急的にものを主と考えている。

〈復興〉 被災地全体で地域のまちづくりを含め、事業を展開する。

〈復旧〉 応急的にものを主と考えている。

〈復興〉 被災地全体で地域のまちづくりを含め、事業を展開する。

〈復旧〉 道路、家屋等を元の状態に戻すことである。

〈復興〉 住民の生活を最低限元の状態へ戻すことである。

定義していない。

通常、復旧としか使わないが、災害復旧は原形復旧が原則とされており、必要に応じた改良復旧を認める必要があると考えている。

特に定義はしていない。

復旧は一部の機能についてのみ、復興は都市全体のことを指すように使われることが多いように感じる。

公共土木施設等の災害復旧事業の推進

被災者の災害復旧・復興支援、被災者の生活確保、被災者への融資。

別段定義はしておらず、ことばの意味としては違いがあるが事業展開上は同じような意味で取り扱っている。

〈復旧〉

各施設の原形と併せ、本町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、災害の再発生を防止するために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画等樹立すること。

〈復興〉

被災した町民がその痛手から速やかに再起し、早期に生活の安定を回復できるように、弔慰金等の支給、各種融資措置など被災者の支援にかかる対策。

〈復旧〉 公共施設等の修繕・災害復旧資金の融資。

〈復興〉 住宅供給・町税の徴収猶予及び減免。

（無回答と「定義なし」などの回答は除いた）

